

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出10件（うち本院先議・継続3件）並びに日本放送協会（NHK）の平成11年度及び平成12年度決算であり、いずれも可決・是認した。

また、本委員会付託の請願3種類19件のうち、1種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成14年8月8日付の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題として審査を行った。減額調整措置を行うことは不利益不遡及の原則に抵触するのではないかとの指摘に対し、片山総務大臣から、「官民の均衡は年間給与で取るものであり、今回の減額は今まで払ったものを返せというのではなく、これから支給すべき期末手当で調整するものであり、不利益不遡及の原則に抵触しない」旨の答弁があった。この他に、戦後初の公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度改革の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案に対し、民主党・新緑風会から、新たに職員の意見を踏まえた年間給与削減調整措置を設けること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、両法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、一般職職員給与法改正案に対して4項目の附帯決議が付されている。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするものである。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めようとするものである。

これら3法律案は、いずれも第154回国会に本院に提出され、継続審査となっていたものである。

委員会においては、3案を一括して議題として審査を行った。住民基本台帳ネットワー

クの利用事務拡大の必要性について、片山総務大臣から、「年金等の申請・届出をオンラインで行う場合に添付書類だけ書類というわけにはいかないの、責任を持つ行政機関が住基ネットに本人確認を照会して答えてもらうために追加する」旨の答弁があった。この他に、行政手続オンライン化のメリット、電子政府・電子自治体における個人情報保護の在り方、電子自治体構築に向けた財政支援策、公的個人認証サービスの内容と開始時期等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

郵便法の一部を改正する法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定の一部は憲法違反であるとの平成14年9月11日の最高裁判所判決にかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等を行おうとするものである。

委員会においては、新たに、損害賠償の対象となる郵便物の種類及び損害賠償請求権者となる者の範囲等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案は、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案は、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等の措置を講じようとするものである。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者からなる合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等の措置を講じようとするものである。

3法律案は、いずれも、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、提出されたものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、独立行政法人の業績評価の在り方、認可法人を特定独立行政法人に変更する理由、独立行政法人等の役員の人選や報酬の在り方、地方共同法人の性格等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

有線電気通信法の一部を改正する法律案は、ワン切りと言われている行為、すなわち、営利事業者が、通話を目的とせず、多数の相手方に電話を掛けて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う装置により符号を送信する行為を処罰するための規定を定めようとするものである。

委員会においては、今回の法改正によるワン切り対策の有効性、利用者保護の観点に立った迷惑通信への対応等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、日本放送協会、NHKの平成11年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところ

により、会計検査院の検査を経て、第151回国会に内閣から提出されたものである。

日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、日本放送協会、NHKの平成12年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、第154回国会に内閣から提出されたものである。

委員会においては、両件を一括して議題とし、NHKの業務適正化への取組状況、放送デジタル化の在り方、字幕放送の拡充方策等について質疑が行われた。質疑終局後、両件はいずれも全会一致をもって是認すべきものと決した。

〔国政調査等〕

10月29日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

10月31日、地方行財政改革に関する件、行政機関における個人情報保護に関する件、住民基本台帳ネットワークシステムに関する件、独立行政法人における職員の給与水準に関する件、公務員制度改革に関する件等について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

11月28日、相互接続料についてNTT東西間で格差をつけないこと等を内容とする相互接続料等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月24日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年10月29日（火）（第2回）

- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方行財政改革に関する件、行政機関における個人情報保護に関する件、住民基本台帳ネットワークシステムに関する件、独立行政法人における職員の給与水準に関する件、公務員制度改革に関する件等について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第4回）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣、根本内閣府副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

（閣法第7号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（第154回国会閣法第102号） 賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（第154回国会閣法第103号） 賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（第154回国会閣法第104号） 賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

なお、3案について附帯決議を行った。

○郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第64号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について片山総務大臣、加藤総務副大臣、若松総務副大臣、岸総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長山崎宏一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第13号）賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（閣法第14号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

（閣法第15号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

なお、3案について附帯決議を行った。

- 有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 相互接続料等に関する決議を行った。

○平成14年12月3日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上両件について片山総務大臣、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君及び会計検査院当局から説明を聴き、片山総務大臣、加藤総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会理事安岡裕幸君に対し質疑を行った後、いずれも是認すべきものと議決した。

（NHK平成11年度決算）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(NHK平成12年度決算) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年12月12日(木)(第12回)

- 請願第925号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第391号外3件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成14年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1) 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

(2) 諸手当の改定

イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を31万1,400円に引き下げる。

ロ 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を1万4,000円に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち3人目以降に係る支給月額を1人につき5,000円に引き上げる。

ハ 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.65月に引き下げる。

ニ 期末特別手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。

ホ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万8,400円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額10万円とする。

ヘ 期末手当について、3月期の支給を廃止するとともに、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

ト 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

チ 期末特別手当について、3月期の支給を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

(3) 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止する。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

(1) 全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

(2) 第1号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を給与法の指定職俸給表12号俸の額に相当する額とする。

(3) 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。

(4) 期末手当について、3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

- (1) 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を引き下げる。
- (2) 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。
- (3) 期末手当について、3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

4 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のへ、ト及びチ、2の(4)並びに3の(3)は平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今回の月例給の引下げが公務員の士気や民間給与・経済に与える影響等を重く受けとめ、公務員の適正な処遇の確保に努めるとともに、デフレ克服のための積極的な総合施策を一刻も早く実施すること。
- 2 年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。
- 3 今回の給与の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有の在り方に起因していることから、民間等へ影響を及ぼさないよう十分留意すること。
- 4 公務員制度改革に当たっては、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
 - (1) 俸給月額の改定
内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。
 - (2) 期末手当等の改定
 - イ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。
 - ロ 非常勤の委員等には、一般職の非常勤の委員等の例により手当を支給する。
 - ハ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、3月期の期末手当を廃止

するとともに、6月期の支給割合を変更する。

(3) 秘書官の俸給月額の特例

一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になった者の俸給月額の特例に係る上限額を100万4,000円とする。

(4) 特例一時金の廃止

秘書官の特例一時金を廃止する。

(5) 適用範囲に関する規定の整理

司法制度改革審議会の委員、地方分権推進委員会の委員及び株価算定委員会の委員を削除する。

2 2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を133万5,000円とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のハは平成15年4月1日から、1の(5)は公布の日から施行する。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」に改めるとともに、独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）とする。
- 2 法律の目的について、基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を規定することとする。
- 3 基金の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。
- 4 基金に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととともに、理事1人を置くことができるものとする。
- 5 基金に運営委員会を置くこととし、所要の規定を設ける。
- 6 基金は、次に掲げる業務等を行うこととする。
 - (1) 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。
 - (3) 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。
 - (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- (6) 戦後強制抑留者等に対する慰労の事務及び審査等の事務を行うこと。
- 7 運用資金及び積立金の処分について所要の規定を設ける。
 - 8 この法律は、附則の一部を除き、平成15年10月1日から施行する。
 - 9 旧基金の解散等及び所要の経過措置を規定するとともに、関係法律について所要の改正を行う。

【平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すること。
- 2 独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、各府省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。
- 4 独立行政法人等への移行に当たっては、その業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の業績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 7 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「独立行政法人情報通信研究機構法」に改めるとともに、独立行政法人

の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。

- 2 独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
- 3 通信・放送機構から承継される資本金について所要の規定を設ける。
- 4 研究機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 5 研究機構は、独立行政法人通信総合研究所の業務は引き続き実施し、通信・放送機構が行っていた業務のうち、衛星管制業務や実績の少ない助成業務などを廃止し、残る業務を実施する。
- 6 研究機構は、「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」を設けて区分経理を行うこととし、勘定毎に必要な利益の処分及び損失の処理の規定を設ける。
- 7 研究機構は、債務保証業務に関する信用基金を設けることとする。
- 8 研究機構に係る主務大臣を業務に応じ定めるとともに、研究機構に係る独立行政法人通則法における主務省は、総務省とし、主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- 9 この法律は平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、一部の規定については公布の日から施行するものとする。また、所要の経過措置を整備する。
- 10 通信・放送機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継するものとする。
- 11 その他所要の規定の整備を行うほか、関係法律について所要の改正等を行うものとする。

【附帯決議】

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者からなる合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等地方公共団体が主体となって業務運営を行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会を設置し、基金の運営に関する重要事項について議決を経ることとする。
- 2 基金の監事は、監査の結果に基づき、代表者委員会にも意見を提出することができることとする。
- 3 基金の理事長及び監事を任命する者を、総務大臣から代表者委員会に改める。

- 4 基金の役員解任に係る規定を整備する。
- 5 基金の運営審議会の委員を任命する者を、総務大臣から理事長に改める。
- 6 基金の事業計画、予算及び決算について、総務大臣の承認を廃止し、総務大臣への報告とする。
- 7 基金に対する地方公共団体の負担金の率について、基金が定款で定めることとする。
- 8 基金について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の対象外とする。
- 9 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、地方公共団体の負担金の率に関する改正規定は平成16年4月1日から、基金の定款の変更に関する経過措置規定は公布の日から施行する。
- 10 基金についての定款、役員等に関する経過措置等を定める。

【附帯決議】

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をする郵便物（以下「記録郵便物」という。）に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでないとする。
- 2 記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものに関する1の適用については、1中「重大な過失」とあるのは、「過失」とする。
- 3 現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、1の損害賠償の請求には適用されないこととする等の規定の整備を行う。
- 4 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置等を設ける。

有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 営利事業者が、通話を行うことを目的とせず多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、符号

を送信する行為（いわゆる「ワン切り」）を行ったときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、1と同様の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、1と同様の罰金を科す。
- 3 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会 閣法第102号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子情報処理組織による申請、処分通知等

- (1) 行政機関等は、申請、処分通知等のうち他の法令により書面等により行うこととしているものについては、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し行わせることができるものとする。
- (2) 電子情報処理組織による申請、処分通知等については、書面等により行うものとして規定した申請、処分通知等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請、処分通知等に関する法令を適用するものとする。
- (3) 電子情報処理組織による申請等は、行政機関等の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとする。
- (4) 電子情報処理組織による処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとする。
- (5) 電子情報処理組織による申請、処分通知等の場合において、行政機関等は、他の法令により署名等をするものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができるものとする。

2 電磁的記録による縦覧、作成等

- (1) 行政機関等は、縦覧、作成等のうち他の法令により書面等により行うこととしているものについては、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧、作成等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧、作成等を行うことができるものとする。
- (2) 電磁的記録による縦覧、作成等については、書面等により行うものとして規定した縦覧、作成等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧、作成等に関する法令を適用するものとする。
- (3) 電磁的記録による作成等の場合において、行政機関等は、他の法令の規定により署名等をするものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとする。

3 適用除外

手続の性質等により電子情報処理組織の使用になじまないものと考えられる行政手続等については、この法律の規定は適用しないものとする。

4 国の手続等に係る情報システムの整備等

国は、手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じ、安全性及び信頼性を確保し、手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならないものとする。

5 地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等

地方公共団体は、手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならないものとする。

6 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

(1) 行政機関等（地方公共団体等を除く。）は、少なくとも毎年度1回、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表するものとし、総務大臣は公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネット等により公表するものとする。

(2) 地方公共団体等は、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表するものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

- 1 電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。
- 2 情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。
- 3 行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティー対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。
- 4 行政手続のオンライン等に従事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。
- 5 プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。
- 6 本年8月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティー

を確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

- 7 行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。右決議する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 既に電子情報処理組織による手続等を行っている法律との適用関係に係る規定整備
既に電子情報処理組織による手続等について法律上の規定整備を行っている法律と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）との適用関係の整理について、所要の規定を整備するものとする。
- 2 主務省令に係る規定整備
情報通信技術利用法に規定する主務省令とは異なる委任の取扱いが必要な場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 3 手数料の納付方法に係る規定整備
法律の規定により印紙による納付を義務付けている手続の手数料納付に関して、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合の納付の特例について、所要の規定を整備するものとする。
- 4 手続の簡素化に係る規定整備
手続の簡素化を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 5 歳入又は歳出の電子化等に係る規定整備
歳入又は歳出の電子化等に係るものについて、所要の規定を整備するものとする。
- 6 国税及び地方税関係
電子情報処理組織を使用して納税を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 7 施行期日等
この法律の規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、一部の規定については所定の日から施行するものとする。また、所要の経過措置等を規定するものとする。

【附帯決議】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政手続のオンライン化に際して必要な、署名及び押印に代わる本人確認の手段を、地理的条件等による利用格差が生じないように提供するために、市町村と都道府県とが連携して実施する高度な個人認証サービスの構築に関する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子証明書の発行

住民基本台帳に記録されている者は、市町村の窓口において電子証明書（利用者署名検証符号（当該利用者が電子署名を行うために用いる符号）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供を受けることができることとする。

2 電子証明書の失効情報の提供

都道府県知事は、電子証明書等の通知を受理した行政機関等からの求めに応じ、当該電子証明書の失効情報を提供することとする。

3 認証業務情報等の保護

取り扱う利用者の個人情報につき、目的外利用の禁止、関係職員等の秘密保持義務、自己の認証業務情報の開示及び訂正並びに苦情処理等、適切な処理を講じ、厳重に保護することとする。

4 指定認証機関

都道府県知事は総務大臣の指定する者（以下「指定認証機関」という。）に電子証明書の発行に係る電子計算機処理等の事務を行わせることができることとする。

5 総務大臣の援助等

総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとするほか、認証業務等の実施について必要な技術的基準を定めることとする。

6 罰則

不実の電子証明書を発行させた者に対する罰則、関係職員等の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則その他の罰則を設けることとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、指定認証機関の指定等に関する一部の規定については、公布の日から施行する。

【附帯決議】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	14. 10. 18	14. 11. 11	14. 11. 14 可決 附帯	14. 11. 15 可決	14. 10. 30 総務	14. 11. 7 可決 附帯	14. 11. 8 可決
7	特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 18	11. 11	11. 14 可決	11. 15 可決	10. 30 総務	11. 7 可決	11. 8 可決
13	平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
14	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
15	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
64	郵便法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 20	11. 26 可決	11. 27 可決	11. 6 総務	11. 14 可決	11. 19 可決
65	有線電気通信法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 27	12. 3 可決	12. 4 可決	11. 14 総務	11. 21 可決	11. 26 可決
154 回 102	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決
154 回 103	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決
154 回 104	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決

(注) 附帯 附帯決議

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	13. 2. 9 (151回)	14. 12. 3	14. 12. 10 議決	14. 12. 11 議決	14. 10. 18 総務	14. 12. 12 議決	14. 12. 12 議決
日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	14. 2. 8 (154回)	12. 3	12. 10 議決	12. 11 議決	10. 18 総務	12. 12 議決	12. 12 議決

(5) 委員会決議

—— 相互接続料等に関する決議 ——

現在検討されている相互接続料の見直しについては、電話サービスが低廉な料金で国民に対し公平に提供されるべきユニバーサルサービスであることを踏まえ、政府は左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 電話サービスが国民生活に不可欠な基礎的通信手段であることから、ユニバーサルサービスの趣旨にかんがみ、相互接続料については、ユーザー料金に地域格差が生ずることのないようNTT東西間で格差をつけないこと。
- 2 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し、相対的に大きな負担増を強いるものであり、接続料の算定に当たっては、基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 3 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、適切な入力値に基づき相互接続料を算定すること。
- 4 接続料の算定に用いられている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保及びブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を十分に考慮し、廃止を含め、あるべき相互接続料の算定方式を検討すること。

右決議する。